

三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小規模事業者経営改善資金制度要綱（昭和48年中小企業庁第1154号）に基づく小規模事業者経営改善資金（以下「マル経融資資金」という。）を借り入れた町内の小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。）の支払う利子の負担軽減を図ることにより、町内の小規模事業者の経営の安定及び発展を図ることを目的として予算の範囲内で交付する。

(本補助金の交付対象者)

第3条 本補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する小規模事業者とする。

- (1) マル経融資資金の借受けについて三朝町商工会の推薦を受け、平成24年7月1日から令和9年3月31日までの間に当該資金を借り受けていること。
- (2) 三朝町内に主たる店舗、工場又は事業所を有していること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

(本補助金の額等)

第4条 本補助金の交付の対象となる利子は、初めて借り受けた日から起算して3年以内のマル経融資資金（借換えに係るものを含む。）に係る利子額（現に納付したものに限り、遅延利息等を除く。）とし、本補助金の額は、当該利子額の2分の1以内とする。

2 本補助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に返済した利子について当該年度に交付するものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号までに掲げる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金事業計画書及び収支予算書（様式第1号）
- (2) 株式会社日本政策金融公庫が発行した資金返済計画書の写し
- (3) 町税の滞納の調査に係る同意書（様式第2号）

(実績報告及び請求)

第6条 規則第17条の実績報告及び規則第20条の請求は、三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金実績報告書兼請求書（様式3号）にマル経融資資金に係る元利金を納付したことが分かる書類を添えて交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに町長に提出しなければならない。

(規則との調整)

第7条 規則第27条の規定により、本補助金の実績報告及び請求に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月2日から施行し、同月1日から適用する。